
第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画
第1期障害児福祉計画
概 要

計画書は、長岡市ホームページからもご覧いただけます。

URL <http://www.city.nagaoka.niigata.jp/>

第5期長岡市障害者基本計画・障害福祉計画
第1期障害児福祉計画 概 要

【発行】 長岡市福祉保健部福祉総務課
【住所】 〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
【電話】 (0258) 39-2371 (福祉総務課直通)
【FAX】 (0258) 39-2275
【電子メール】 fukushi@city.nagaoka.lg.jp

平成30年3月

長 岡 市

計画の基本理念

この計画では、「誰もが健やかで元気に、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指すことを基本理念とします。

計画の法的な位置付け

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画である「長岡市障害者基本計画」、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画である「長岡市障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める市町村障害児福祉計画である「長岡市障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

計画期間

計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年とし、平成 32 年度に次期計画を策定します。

計画の推進体制

この計画の推進にあたり、「長岡市障害者施策推進協議会」において進捗管理を行うとともに、新潟県や障害保健福祉圏域（中越圏域）などの関係機関との連携を図りながら、効果的に事業を実施していきます。

障害児福祉サービス（障害児福祉計画）

障害児福祉計画には、国の基本指針に基づき、地域の実情や実績を踏まえ、平成 32 年度を目標年度とした数値目標、各年度におけるサービス見込量及び見込量を確保するための方策を盛り込んでいます。

| 区 分 | 平成 32 年度目標値 | 目標達成の基本的方向 |
|---|-------------|---|
| 児童発達支援センターの設置 | 3 か所 | すでに必要なサービス量を 提供する体制を整備しており、 引き続き体制の維持に 努めます。 |
| 保育所等訪問支援の提供体制 | 1 か所 | |
| 主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援・放課後等デイ サービス | 各 1 か所 | |

| 区 分 | 平成 30 年度末目標 | 目標達成の基本的方向 |
|------------------------------|-------------|---|
| 医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置 | 協議の場を設置 | 平成30年度中に医療、障害 福祉、母子保健、保育、教育 等の関係部署及び民間の関 係機関が参加する協議の場 を設置します。 |

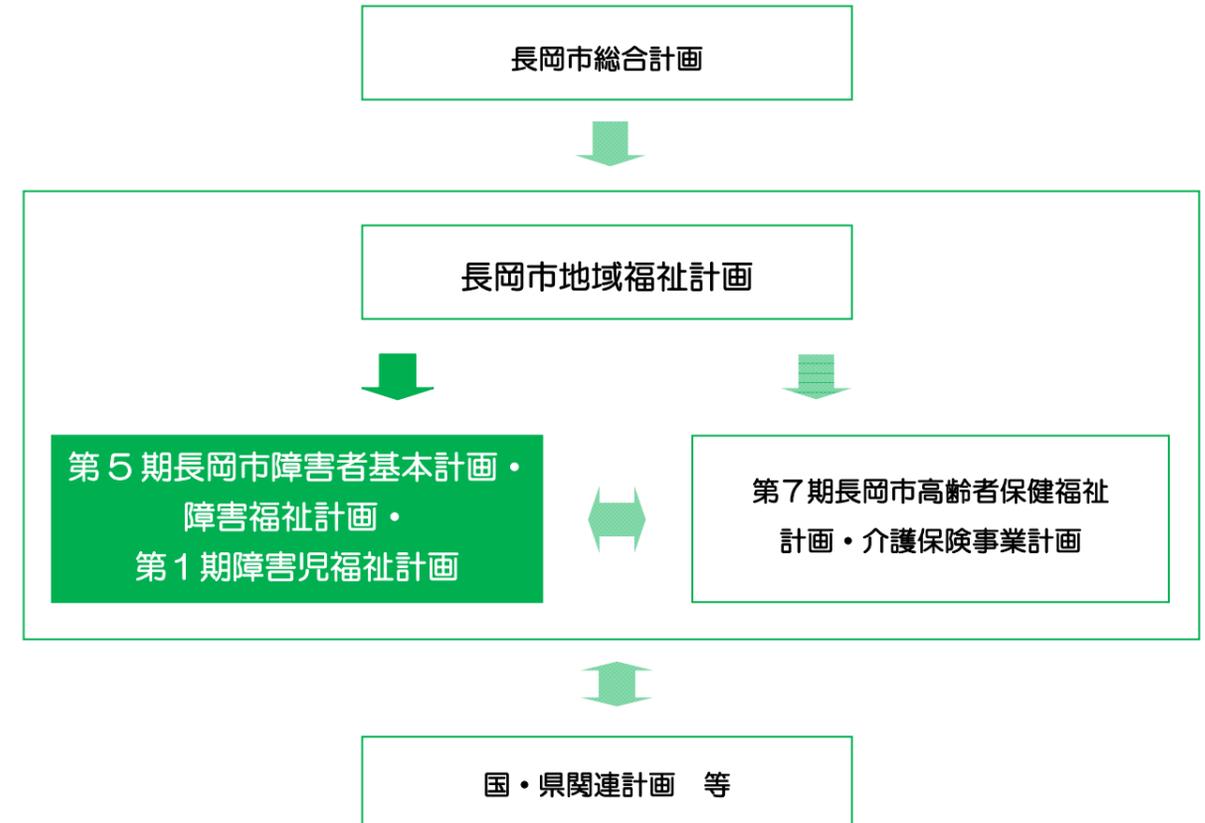
障害福祉サービス等の提供基盤の整備（障害福祉計画）

障害福祉計画には、国の基本指針に基づき、地域の実情や第4期計画の実績を踏まえ、平成32年度を目標年度とした数値目標、各年度におけるサービス見込量及び見込量を確保するための方策を盛り込んでいます。

| 区 分 | | 基準値 | 平成32年度目標値 | |
|-------------------------|------------------|----------------------------|---|-------|
| 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 入所者減少見込数 | 平成28年度の福祉施設入所者320人 | 7人減少 | 2.1% |
| | 地域生活移行者数 | | 29人 | 9% |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | | — | 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置 | |
| 地域生活支援拠点等の整備 | | — | 障害のある人が地域で安心して生活できるようにするため、障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化や親亡き後の支援を見据え、地域の関係機関の連携のもとで、地域全体で支える体制づくりを推進 | |
| 福祉施設から一般就労への移行等 | 福祉施設から一般就労への移行者数 | 平成28年度の一般就労移行者数27人 | 39人 | 1.5倍 |
| | 就労移行支援事業利用者数 | 平成28年度末の就労移行支援事業利用者数92人 | 111人 | 20%以上 |
| | 就労移行率3割以上の事業所の割合 | 平成32年度末における就労移行支援事業所の数15か所 | 6か所 | 40% |
| | 就労定着支援利用 | — | 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上 | |

他の計画との関係

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画である「長岡市地域福祉計画」を上位計画と位置付けます。また、長岡市のまちづくりの基本となる「長岡市総合計画」をはじめ、「長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「長岡市子育て・育ち“あい”プラン」等の各計画との整合性を図っています。



共通の視点

施策の柱

施策項目

概要

子どもから大人まで一貫した支援の推進

| | | |
|---------------------------|---|--|
| <p>差別解消に向けた相互理解への取り組み</p> | <p>(1) ともしび運動 (2) 障害と障害のある人に対する理解の普及促進 (3) 福祉教育の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> 自立や社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく個人が守られるよう、障害者理解促進講座などを開催するとともに、啓発広報に努めます。 幼少期から障害者福祉に対する理解が深められ、習得が図られるよう、福祉教育を充実させます。 |
| <p>保健・医療の充実</p> | <p>(1) 早期の発見 (2) 医療・リハビリテーションの充実 (3) 保健活動の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> 障害の早期発見、医療・リハビリテーションの充実及び予防活動のため、医療機関をはじめとする関係機関と連携を図りながら、相談体制や必要なサービス等の整備を促進します。 |
| <p>療育・教育の充実</p> | <p>(1) 早期相談・療育施策の充実 (2) 教育施策の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> 特別な支援が必要な子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。 成長過程で支援が途切れないよう、関係機関と連携し、きめ細かなサポートを行います。 |
| <p>雇用促進と就労支援</p> | <p>(1) 雇用・就労施策の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人がその能力と適正に応じて就労することは、障害のある人の地域社会における自立と社会参加を促進するうえで最も重要なことのひとつです。障害のある人の一般就労の促進を図るため、障害者雇用促進事業等、様々な雇用支援施策を展開していきます。 |
| <p>地域生活のための体制の充実</p> | <p>(1) 相談支援体制の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 経済的な支援 (4) 地域福祉の推進 (5) ボランティア活動等の推進 (6) 情報提供と意思疎通支援の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> 個々の障害の状態に応じたサービスを提供し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談窓口の充実や支援体制の強化を図ります。 必要な障害福祉サービスの確保や地域で支える体制の構築に努めます。 |
| <p>余暇活動の充実</p> | <p>(1) スポーツ・レクリエーションの振興 (2) 文化活動の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の生活を豊かにし、生きがいと活力を与えるため、障害者スポーツや文化活動の普及・推進を図ります。 障害のある人の活動の成果を発表する場や、スポーツ大会に参加可能な選手の育成を図ります。 |
| <p>住みよい生活環境の整備</p> | <p>(1) 公共施設等の整備 (2) 住宅環境の整備 (3) 公共交通対策の推進 (4) 防災・防犯対策の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> 障害のある人の社会生活を円滑にするために、外出の支援や移動手段の確保に努めるとともに、必要な環境整備を行います。 住み慣れた住居で安心して自立した生活が送れるよう、住環境の整備を図ります。 |